

電気用品安全法 手続きFLOW CHART



- ①対象製品が電気用品安全法に該当する電気用品であるかの確認。
- ②該当しない場合、PSEマークは不要。
- ③事業内容が製造 or 輸入の場合「届出」「基準適合確認」「適合性検査等」が必要。
- ④販売のみ場合、表示を確認した上で販売可能。
- ⑤新たに事業を開始する場合、事業開始から30日以内に経済産業局等に「事業届出」を行う。
- ⑥製造 or 輸入する製品は、国が定める技術基準に適合しているかの確認。
- ⑦対象製品が特定電気用品（116品目）又は、特定電気用品以外（341品目）に該当するかを判断。
- ⑧特定電気用品（116品目）の場合、登録検査機関の適合性検査を受け、発行された適合証明書を保存が必要。又、工場・設備検査も必要。
- ⑨適合性検査・確認に適合後、対象製品の製造・輸入の開始が可能。
- ⑩国の定めた検査方式によって出荷前検査を実施。その記録は検査日から3年間保存義務あり。
- ⑪基準適合後、自主検査を実施した電気製品に限り、国が定めた表示（PSEマーク、事業者名称、定格電圧電流等）を付した上で販売可能。